平成２２年（フ）第３１５号
茨城県鉾田市安房字龍ヶ居下1060番３、住民票上の住所茨城県鉾田市鉾田603番地２
債務者　鯉沼　司郎
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
　　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３２６号
茨城県水戸市石川１丁目3980番地の２　グリーンハイツ101号
債務者　吉田　　誠
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
　　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３３３号
茨城県那珂郡東海村舟石川駅西３丁目９番３号アネックス東海101号
債務者　磯部　　修
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
　　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３３９号
茨城県水戸市吉沢町103番地　ファミリーハイツＢ棟101号
債務者　原澤　　勝
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
　　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１６２号
群馬県伊勢崎市新栄町3836番地６　茂呂島住宅2391
債務者　渡辺　麻美（旧姓萩原・神戸）
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
　　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２１２号
群馬県前橋市広瀬町１丁目３番地11　内山貸家１号
債務者　小嶋　　勉
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
　　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２４１号
群馬県前橋市元総社町335番地　ＲＢ―201号
債務者　青木あつ子（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
　　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２４３号
群馬県前橋市富士見町田島853番地６
債務者　石崎　郁子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
　　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２５７号
群馬県前橋市龍蔵寺町308番地５　パラシオン都丸Ａ―202号
債務者　高見　　正
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
　　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２７３号
群馬県前橋市広瀬町３丁目20番地　ＵＦ―303号
債務者　舟木　一夫
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
　　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２８０号
群馬県伊勢崎市宮子町3543番地３
債務者　高木　早苗
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
　　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２８１号
群馬県渋川市金井1484番地１　クエストコートⅡ102号室
債務者　鈴木　　学
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
　　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２９２号
群馬県前橋市上細井町1366番地３
債務者　北爪　　高
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
　　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２９６号
群馬県前橋市南橘町12番地１　Ｅ―140号
債務者　増田　初江
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
　　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３０１号
群馬県前橋市横沢町422番地２
債務者　森島加奈子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
　　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３０２号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字大戸4282番地259
債務者　藤田惠美子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
　　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３０４号
群馬県前橋市広瀬町２丁目15番地　２―202号
債務者　富田めぐみ
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
　　前橋地方裁判所